

## 甲州市公告第9号

### 公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和3年7月14日

甲州市長 鈴木 幹 夫

#### 1 業務名

塩山駅周辺空間利用実証実験業務

#### 2 業務目的

本業務は、「塩山駅周辺空間利用実証実験業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）別紙1に示した業務対象範囲において、都市再生整備計画に基づき整備した公共施設や既存の公共施設、空き店舗を含めた民間の施設等を活用して賑わいの回復や地域の魅力発信を目的としたイベント等のソフト事業を実験的に実施し、それに対する評価を行い、アフターコロナを見据えた「塩山駅周辺空間」の利用の仕組みを構築し、地域のまちづくりに資することを目的とする。

#### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和3年4月1日現在で、甲州市が規定する入札参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (4) 山梨県又は甲州市の指名停止措置の期間中でないこと。なお、公募開始日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 甲州市内に事業所を置く法人にあつては、契約締結の条件として、公募開始日において納期限が到来している甲州市税を企画提案書の提出期限の前日までに完納していること。
- (6) 受託予定者決定の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、契約予定者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 直近5ヵ年以内に、本業務に類似する業務等を地方公共団体、民間団体等から、元請として受注した契約実績があるもの、又は、直近5ヵ年以内に、本業務に類似する業務等を企画実施した実績があるもの。
- (9) 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

## 5 手続き

「塩山駅周辺空間利用実証実験業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり。

※実施要領、仕様書、各種様式は甲州市ホームページに掲載あり。

## 6 担当部署

甲州市役所 都市整備課 公園・道路担当(土屋・金井・渡邊)

〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085番地1

TEL : 0553-32-5072 (直通)

FAX : 0553-32-5079

E-mail : toshiseibi@city.koshu.lg.jp